

徹底  
解説

# 民法改正シリーズ講座

## [第4講座]民法改正に伴う 税務の視点からの事業承継対策

### ごあんない

改正前の民法では、遺留分減殺請求権の法的性質は形成権であり、当然に物権的效果が生じるとされ、相続財産である自社株や不動産等の事業用資産につき当該請求権が行使されると、共有関係が生じ、場合によっては事業承継後における会社運営の障害要因ともなっておりました。例えば、未上場株式につき共有関係が生じるとその議決権行使については、「各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当」とされるため、共有者が2人の「1対1」のケースでは、いわゆる「デッドロック状態」に陥るケースも想定され、株主総会における議決権行使が事実上不可能となる可能性もありました。

他方で、改正後の民法では、遺留分侵害額請求権が金銭債権化されたことで従来のような共有関係が生じることはなくなったものの、当該請求権を金銭の支払に代えて自社株などの現物資産で弁済すると法的には「代物弁済」(民法第482条)となり、譲渡所得の課税関係が発生したり、納税猶予(事業承継税制)の打ち切り事由となったりすることとなりました。本セミナーでは、「民法改正に伴う税務の視点からの事業承継対策」をテーマに実務上、特に留意すべき点を中心に解説をしていきます。

### 講座内容

- 【1】相続人に対する生前贈与は、原則として相続開始前の10年間にしたものに限り、その価額が「遺留分を算定するための財産の価額」に算入されたことに伴う生前贈与の促進
- 【2】改正後の遺留分侵害額請求権が金銭債権化されたことで、その債務の履行をするため

- [イ] 相続財産である自社株や不動産等の事業用資産を代物弁済すると譲渡所得課税の対象となったこと(所得税基本通達33-1の6)
- [ロ] 納税猶予対象株式を代物弁済(譲渡)すると納税猶予(事業承継税制)の打ち切り事由(納税猶予期限の確定)となったこと

### 講師紹介



かとう くんにはる  
**加藤 邦治 氏**

加藤邦治税理士事務所  
税理士・行政書士

- 平成10年に税理士試験合格(取得科目は簿記論、財務諸表論、所得税法、法人税法、相続税法)、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科修了(税務マネジメント修士)
- 平成18年2月に加藤邦治税理士事務所を開業。
- 税理士試験受験予備校において「法人税法」の講師歴10年
- 資産税業務歴25年以上、現在は自社株対策、株式譲渡や事業譲渡の案件並びに合併・会社分割・株式交換・現物分配等の組織再編税制を利用した事業承継対策などの実務に数多く携わる。

■開催日(収録日) | 2021年1月29日(金) / 14:00~17:00 (受付開始は30分前です)(途中休憩を含みます)

■受講料 | 25,000円(資料代・税込み) ■受講形態 | TAP高田馬場会場受講 / オンライン(録画)受講

■定員 | 会場受講のみ先着30名 / オンライン受講の人数制限はございません

■オンライン視聴期限 | 2021年8月2日(月)18:00まで ■オンライン申込期限 | 2021年7月28日(水)23:59まで

会員  
割引

- ※1 無料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用、TAPオンラインセミナー会員
- ※2 20%off: TAP実務家クラブ会員 (オンライン受講の場合)
- ※3 40%off: 事業承継スペシャリスト・マイスター認定者(一般社団法人事業承継検定協会主催)

FAX:03-3208-6255



セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。  または ➡

2021.1.29(金) 徹底解説！民法改正シリーズ講座

[第4講座] 民法改正に伴う税務の視点からの事業承継対策

ご記入月日	年 月 日	
受講形態	<input type="checkbox"/> TAP高田馬場会場受講	<input type="checkbox"/> オンライン(録画)受講
ふりがな		
事務所名 または会社名		
事業所または 会社所在地 ご住所	〒	TEL ※携帯電話など必ず連絡がつく番号をご記入ください。
		FAX
ふりがな		
参加者名	E-mail ※オンライン(録画)受講の方は必ずご記入ください。	
業種	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 不動産鑑定士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> FP <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> コンサルティング会社 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 住宅・建設 <input type="checkbox"/> その他( )	
認定区分	AFP・CFP <sup>®</sup> 番号( ) ※お持ちの方はご記入ください。	
<input type="checkbox"/> TAP実務家クラブ会員 <input type="checkbox"/> 定額制クラブ会員 <input type="checkbox"/> TAPチケット10 <input type="checkbox"/> TAPオンラインセミナー会員 <input type="checkbox"/> 事業承継スペシャリスト・マイスター認定者 <input type="checkbox"/> TAP実務セミナー利用券使用(No. ) <input type="checkbox"/> 一般		

<オンライン(録画)受講>

[配信開始日]

収録日(開催日)の1~2営業日後に配信を開始する予定です。

[ご視聴期間]

2021年8月2日(月)18:00までとなります。

※配信期間中は何度でもご視聴いただけます。

※動画のご視聴にはインターネット回線が必要となります。

※「視聴専用URL」はお申込みの際にご連絡いただいたメールアドレスにお送りしますので必ずご記載ください。

※配信期間中のお申込みも承ります。視聴専用URLにつきましては、お申込後2~3営業日以内にお送りいたします。

なお、お申込みのタイミングによってはご視聴期間が短くなる場合がございますので予めご了承ください。

※お申込み期限は2021年7月28日(水)23:59までとなります。

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会  
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

**TAP** 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階  
TEL.0120-02-8822/FAX.03-3208-6255

<https://tap-seminar.jp>  [seminar@t-ap.jp](mailto:seminar@t-ap.jp)

<会場受講の方> TAP高田馬場

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

西武新宿線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

東京メトロ東西線 高田馬場駅(3番出口)より徒歩6分

